

**労働保険加入促進業務における
民間競争入札実施要項
(案)**

平成27年 月

**厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課**

目次

1. 趣 旨 ······	3
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項 ······	3
3. 実施期間に関する事項 ······	11
4. 入札参加資格に関する事項 ······	11
5. 入札に参加する者の募集に関する事項 ······	12
6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項 ······	13
7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 ···	15
8. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項 ···	15
9. 契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項 ······	15
10. 対象公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により國の行政機關等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む）に関する事項 ······	21
11. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 ······	21
12. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項 ······	22

- 別紙1 労働保険適正加入推進員の配置等
- 別紙2 労働保険適正加入指導員の配置等
- 別紙3 労働保険加入促進業務、年間スケジュール（例）
- 別紙4 労働局との協議実施要領
- 別紙5 労働保険加入促進業務の加入勧奨における役割分担等について
- 別紙6 加入勧奨推進費の支給基準
- 別紙7 参加適合証明書（様式）
- 別紙8 労働保険加入促進業務 提案書等評価基準表（平成28年度）
- 別紙9 従来の実施状況に関する情報の開示

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、「公共サービス改革基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「労働保険加入促進業務」(以下「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 本業務の趣旨

労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)は、強制加入保険であるにもかかわらず、未だ中小零細事業を中心に未手続事業が多く存在している。

この状態は、労働保険の健全運営及び労働者の適正な保護を阻害することとなるため、労働保険の未手続事業を対象に加入勧奨活動等を行う業務を委託することにより、その解消を図るものである。

また、加入勧奨活動により雇用保険に係る保険関係が成立した適用事業については、労働保険関係成立届等労働保険の成立手続の他、雇用保険の事業所に関する届出並びに雇用する労働者(被保険者)に関する届出等雇用保険の加入手続が必要となるが、届出漏れを防止するため、未手続事業の解消と併せて、これらの届出の履行を促進することにより、労働保険の適正加入を図る。

(2) 業務の実施に係る組織・人員体制

本業務の適切な実施を担保するため、以下の組織・人員体制を確保し、委託開始日から速やかに業務を開始すること。

① 事務所の設置

都道府県労働局(以下「労働局」という。)と密接な連携を図るための地方組織(以下「地方事務所」という。)を設置するとともに、これらを統括する本部組織(以下「本部」という。)を東京都内に設置すること。

また、地方事務所については、一の地方事務所が複数の労働局を担当することとして差し支えないが、本業務を的確に実施できるようにすること。

② 人員体制等

ア 労働保険適正加入推進員

本業務を的確に実施するため、地方事務所に労働保険制度（労働保険事務組合制度、労災保険の特別加入制度、雇用保険加入手続きを含む。以下同じ。）等の専門的知識を有する者（労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。））を配置すること。

推進員の選任要件、業務内容、配置人員等は、別紙1のとおりとする。

また、推進員の活動日数、未手続事業の訪問件数については、月ごとの目標数等を定めること等により、未手続事業情報収集数等の目標（2（5）参照）を達成する水準とすること。

なお、ダイレクトメールを未手続事業に送付することをもって加入勧奨等の実績と評価しないこととしているので留意すること。

イ 労働保険適正加入指導員

本業務を的確に実施するため、本部及び地方事務所に、推進員に対する指導・命令、厚生労働省及び関係機関との連絡調整等を行う者（労働保険適正加入指導員（以下「指導員」という。））を配置すること。なお、指導員の選任要件、業務内容、配置人員等は別紙2のとおりとする。

（ア） 本部

本部に必要な数の指導員（複数の担当者、うち1名は責任者）を配置し、厚生労働省との連絡調整、地方事務所の指導等を行わせること。

（イ） 地方事務所

指導員を配置し、推進員に対する指導・命令、厚生労働省及び関係機関との連絡調整等を行わせること。

ウ 電話による連絡体制の整備

厚生労働省との連絡調整及び地方事務所との連絡調整のために、専用電話を本部に設置すること、並びに、労働局との連絡調整、推進員及び加入勧奨を受けた事業主からの問合せに対応するための専用電話を本部又は地方事務所に設置すること。

なお、専用電話は、実施期間のうち平日（土日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時まで設置すること（それ以外の日時に関しては留守番電話等による対応が望ましい。）。

また、本部に集中して設置する場合には、対応に必要な指導員及び電話回線を確保すること。

（3）業務内容（年間スケジュール（例）については別紙3参照）

① 未手続事業情報の収集及び未手続事業名簿の作成

民間事業者は、事業主団体等から新規創業者や未手続事業に係る情報提供を受けること及び地域の情報誌、電話帳等を活用した独自調査を行うこと等により、未手続事業情報（事業所名（代表者名）、所在地、電話番号、事業の種類・概要、労働者数等）を収集すること。

収集した情報については、厚生労働省ホームページ内の「労働保険適用事業場検索ページ」で確認し、同ページに掲載されている既加入事業は削除すること。

なお、厚生労働省は、民間事業者が希望した場合には、本業務に関する事業主団体に対して、未手続事業情報の収集に関して民間事業者に協力するよう、速やかに依頼を行う。

年度ごとの目標数値（2(5)参照）は70,000事業とする。

各労働局より各地方事務所に対し、年度ごとに8月末を目途に、当年度分の未手続事業情報（全国総計20,000事業分）を紙媒体又は電子データにより提供する予定としているので、各地方事務所は、自ら収集した情報及び各労働局から提供を受けた未手続事業情報を合わせて整理し、「未手続事業名簿」（合体版）（別紙9-別添9-参考様式1）を作成すること。

② 労働局との協議

未手続事業に対する加入促進を効果的に実施するため、地方事務所は、労働局と本事業に係る協議を行い、加入促進計画の策定、未手続事業名簿の作成に係る協議、進捗状況ないし実績の報告、意見交換等を行うこと。（詳細は別紙4のとおりとする。）

なお、労働局との協議については、年1回以上開催することとし、労働局の同意を得た上で協議を行うこと。

また、協議すべき事項及び本部への報告事項は次のとおりである。

ア 第1四半期

適用外及び加入済の事業を除いた前年度の未手続事業名簿の役割分担を決定し、「加入促進計画」の策定等を行うこと。（役割分担及び加入促進計画については、別紙4及び別紙5参照、加入促進計画の様式については、別紙9-別添9-参考様式2参照）

イ 第2四半期

未手続事業名簿（合体版）について、労働局が手続指導を行う事業と地方事務所が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定すること。

ウ 第4四半期

当該地方事務所における加入勧奨活動の実績等を報告し、実施方法の改善点等について協議すること。

③ 全国労働保険適正加入促進会議の開催

本部は、加入勧奨活動を効果的に実施し、好事例等についての情報の共有化を図るため、各地方事務所の責任者を対象に、「全国労働保険適正加入促進会議」を年1回、11月を目途に開催すること。

なお、「全国労働保険適正加入促進会議」を開催する際は、事前にその開催内容等について厚生労働省と調整すること。

④ 加入勧奨状況の報告

各地方事務所は、加入勧奨の結果、保険関係成立の手続を行った事業及び手続を行わない事業について、毎月、都道府県ごとに取りまとめた実績の報告（別紙9－別添9－参考様式3：加入勧奨実施状況報告書）を本部組織に行うこと。

本部は、加入勧奨活動の実施状況について、毎月、把握・分析し、改善等のための的確な指示を地方事務所に出すとともに厚生労働省に対し報告すること。

⑤ その他本部の業務内容

ア 加入勧奨好事例集の作成

加入勧奨活動の結果、保険関係成立に至った事例について分析を行い、年度ごとに3月末までに加入勧奨活動好事例集を作成し、厚生労働省に提出すること。

イ 加入勧奨等マニュアルの作成等

推進員が事業主を訪問する際、効果的、斉一的な加入勧奨活動を実施するための加入勧奨等マニュアルについて、加入勧奨好事例集（前年度の委託事業の成果物）を参考にして作成し、年度ごとに4月末を目途に、推進員に配付すること。

※ 平成27年度版の加入勧奨好事例集は、本業務開始までに、厚生労働省から民間事業者へ提供する予定である。

ウ 周知用パンフレットの作成等

労働保険制度の趣旨、概要、適正な加入手続等について理解を深められるよう、周知用パンフレット等を加入勧奨実施事業数と同程度作成し、加入勧奨対象事業主に対して、これを配付し周知すること（平成26年度の周知用パンフレットは別紙9－別添7参照）。

なお、周知用パンフレットを作成する際は、事前にその内容について誤りがないか、厚生労働省の確認をとること。

エ 地方事務所責任者に対する研修

各地方事務所の責任者に対し、4月中～下旬を目処に、当該年度の事業の実施方針や経理処理関係の業務の説明等に関する研修を実施すること。

⑥ その他地方事務所の業務内容

ア 加入促進計画の推進等

労働局との協議において策定された加入促進計画に基づき、推進員との連絡調整（勧奨する未手続事業の割り当て（業務分担）、指導等）を行うこと。

イ 加入勧奨実施状況の労働局への情報提供

労働保険加入勧奨状況報告書（別紙9－別添9－参考様式4）の写しを求めに応じて労働局に提供すること。

ウ 推進員等に対する研修

推進員又は推進員を予定している者（以下「推進員等」という。）を対象に、労働保険未手続事業の一掃対策（※）の趣旨、加入勧奨活動の理解を深め、効果的な加入勧奨活動を実施するため、必要に応じて研修を実施すること。

なお、この場合に複数の地方事務所が合同で開催して差し支えない。

また、研修に当たっては、推進員等の習熟度に応じたカリキュラム等を作成して実施すること。

（※）労働保険の適用促進については、中小零細事業を中心に未手続事業が全国的に相当数存在しており、これらの解消が労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、平成17年度から厚生労働省において、「労働保険未手続事業の一掃対策」を推進しており、本業務もこの対策の一環として実施するものである。

エ 本部の実施する研修等への参加

各地方事務所の責任者は、本部が実施する研修（経理処理を含む）等に参加すること。

⑦ その他の事項

ア 関係機関等との連携・協力体制の確立

本業務をより効果的かつ効率的に実施するため、民間事業者は、労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所並びに事業主団体等と連携・協力体制を確立し、業務実施に向けた担当者レベルでの連絡調整を行うこと。

イ 情報等の保護及び管理

本業務の実施に当たり知り得た情報について、その取扱いに係る規程等を設けるなどにより、情報漏洩防止措置を図り、適切に保護し、管理すること。

また、業務用PCについては、ウイルスソフト等、情報漏洩、データ保護の措置及び標的型メールへの対応として情報を得るための端末を別途確保するな

どに努めること。

さらに、情報漏洩が発生した場合の対応マニュアル等を作成し、対応に万全を期すること。

ウ 経理処理体制の整備等

本事業に係る経費等に関し、他の業務と明確に区分して経理を行う体制とすること。

経理関係の情報については、本部で集中管理され、これにより、地方事務所に対する牽制体制を整備することが望ましいこと。

また、本部内においても、経理関係処理（契約、支出等）に関し、牽制体制を整備することが望ましいこと。

なお、本業務の経理処理については、別途、「経理処理マニュアル」を作成し、対応に万全を期すること。

また、加入勧奨推進費（調査説明費及び成功報酬費）については、地方事務所が「労働保険加入勧奨状況報告」の内容を精査のうえ本部に提出し、本部において確認し、支払うこと。（加入勧奨推進費の支給については、別紙6のとおり。）

エ 財務管理体制の整備

民間事業者は、財務諸表を作成すること等、定款等に財務管理体制に関する定めをおくこと。

なお、これに関連して、民間事業者は、自身の経営成績、財政状況、業務状況等の内容を、毎年度、公表することが望ましいこと。

オ 本部組織におけるHP等の活用

本部組織において、HPを作成する等により、本業務について 広く事業主等に周知できるようになることが望ましいこと。

また、「加入勧奨等マニュアル」「周知用パンフレット」について、指導員及び推進員が、当該HPからダウンロードにより、容易に入手できるなど、何らかの工夫をすることが望ましいこと。

（4）業務の引継ぎ

厚生労働省は、民間事業者（平成28年度の受託者。以下「現受託者」という。）が本業務を開始するまでの間に、これまでの業務内容を明らかにした書類等により、現受託者に十分な引継ぎを行うものとする。

また、本業務の終了に伴い受託者が変更となる場合には、厚生労働省は業務内容を明らかにした書類等により次期受託者（平成30年度以降の受託者）へ引継ぎを行うものとするが、必要に応じて、厚生労働省が業務終了前に現受託者に対し、引継ぎに必要な資料を求めた場合は、現受託者はこれに応じること。

(5) 業務実施に関して確保されるべき業務の質

① 目標の設定等

ア 本業務の実施に関して、次の項目について目標を設定し、これを達成させることにより業務の質を確保すること。

(ア) 未手続事業情報収集数

(イ) 加入勧奨実施事業数

(ウ) 保険関係成立件数（労災保険に係るもののみ）

(エ) 雇用保険手続件数

イ 目標は、平成24年度から平成26年度の平均実績を踏まえて設定することとする。

未手続事業情報収集数及び加入勧奨実施事業数については、最低限達成すべき目標を設定するとともに、保険関係成立件数（労災保険に係るもののみ）及び雇用保険手続件数については、最低限達成すべき目標を目標（一次）とし、本業務の趣旨に照らして効果的に業務を遂行したものとして認め得る目標を目標（二次）とする。

ウ 年度ごとの目標を確実に達成できるよう、業務実施計画を策定し、適切に取り組むこと。

なお、目標については、必要に応じて、例えば、

○ 本部は、地方事務所ごとに目標を割り振る

○ 各地方事務所は、割り振られた目標に基づき計画を策定する

こと等により、計画的に業務を実施すること。本部が目標を割り振る場合は、地方事務所は適宜、目標を労働局と共有すること（27年度の目標設定については別紙9を参照のこと。）。

② 目標

ア 未手続事業情報収集数 70,000 事業 (2. (3) ①参照)

※ 68,803 事業 × 100% ≈ 70,000 事業

(平成24～26年度平均実績) (10,000事業未満を四捨五入)

なお、労働局から情報提供が行われる前に民間事業者が収集した情報と、労働局から情報提供が行われた情報との間で重複する事業があったとしても、これについては、民間事業者が収集した情報として取り扱い、70,000事業の中に含めて差し支えない。

イ 加入勧奨実施事業数 80,000 事業

※ 80,325 事業 × 100% ≈ 80,000 事業

(平成 24～26 年度平均実績) (10,000 事業未満を四捨五入)
なお、勧奨の実施が一部地域（大都市等）に極端に偏らないよう配慮すること。

ウ 保険関係成立件数（労災保険に係るもののみ）

(ア) 目標（一次） 15,000 事業

$$\text{※ } 29,696 \text{ 事業} \times 50\% \doteq 15,000 \text{ 事業}$$

(平成 24～26 年度平均実績) (1,000 事業未満を四捨五入)

(イ) 目標（二次） 33,000 事業

$$\text{※ } 29,696 \text{ 事業} \times 110\% \doteq 33,000 \text{ 事業}$$

エ 雇用保険手続件数

(ア) 目標（一次） 8,000 事業

$$\text{※ } 15,921 \text{ 事業} \times 50\% \doteq 8,000 \text{ 事業}$$

(平成 24～26 年度平均実績) (1,000 事業未満を四捨五入)

(イ) 目標（二次） 18,000 事業

$$\text{※ } 15,921 \text{ 事業} \times 110\% \doteq 18,000 \text{ 事業}$$

③ 委託費の支払

ア 民間事業者は、提出した業務実施計画に基づいて本業務を効率的に実施することにより、目標の達成に努めること。

イ 前記②ウ及びエについて、目標（一次）が未達成となった場合には、加入勧奨推進費を減額する。

また、目標（二次）を超える実績に対しては加入勧奨推進費を加算する。

ウ 厚生労働省は、上記の履行内容を確認し、目標の達成度を検査し、この検査に合格後、民間事業者からの適正な請求により、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。

なお、厚生労働省の検査により、目標の達成が著しく困難、業務の質が確保されていない等が判明した場合は、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、厚生労働省の検査に合格しない限り、委託費の請求はできないものとする。

また、委託費の請求は、業務実施計画及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく各年度の四半期における所要額とする。

エ 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の

支払限度額のいずれか低い額とする。

オ 委託費の支払については、会計法（昭和22年法律第35号）第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第58条に基づく協議が整った場合は、民間事業者は、業務実施計画及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額について、委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善の指示があった場合は、上記イと同様の取り扱いとする。

3. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

次の資格を満たす者であること。

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち営業品目「その他の役務」で、A、B又はC等級に格付されている者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納の無いこと。
 - ①厚生年金保険、②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、③船員保険、④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険
- (8) 契約担当官等から指名停止を受けている期間でないこと。
- (9) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）の入札について
 - ア 本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までにジョイント・ベンチャーを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。

なお、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャーに参加、又は単独で入札に参加することはできない。

また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

イ 代表企業及びグループ企業すべてが上記(1)から(8)の条件を満たすこと。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続（スケジュール）

① 入札公告	平成27年11月中旬頃
② 入札説明会	平成27年11月下旬頃
③ 質問受付期限	平成27年12月中旬頃
④ 競争参加資格確認書類提出期限	平成27年12月下旬頃
⑤ 提案書提出期限	平成27年12月下旬頃
⑥ 入札書提出期限	平成27年12月下旬頃
⑦ 提案書の審査	平成27年12月下旬～28年1月上旬頃
⑧ 開札及び予定者の決定	平成28年1月中旬頃
⑨ 契約の締結	平成28年4月上旬頃

※③について、質問は原則として電子メールで受け付けることとし、回答は軽微なもの及び厚生労働省の業務遂行に支障があるものを除き公表する。

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 入札書

入札金額（契約期間内の全ての業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類をいう。

② 経費内訳書（見積書）

③ 提案書

総合評価のための業務実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類をいう。

④ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

⑤ 参加資格を確認できる資料（様式は別紙7のとおり。なお、ジョイント・ベンチャーの場合は、代表企業及びグループ企業すべてについて提出すること。）

⑥ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

⑦ 財務状況が確認できる書類

- ⑧ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者氏名、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合はその者に関する上記情報
- ⑨ 実績に関する資料

（3）提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、総合評価を受けるため、次の事項を記載する（必要に応じ、提案書等評価基準表（別紙8）も参照のこと）。

- ① 業務の実施に係る組織・人員体制
- ② 業務内容
- ③ 事業実績等
- ④ 経費
- ⑤ その他

※ 提案書雛形を提示するので、原則、これを参考に提案書を作成すること。なお、体裁等についてはA4版両面印刷とし、表紙に次の事項を記載すること。（「労働保険加入促進業務に係る提案書等」「提案者名」）なお、枚数については、別紙様式を除き、原則10頁以上40頁以下とすること。また、必要に応じ、インデックスをつけること。

6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

提出された提案書等の審査評価は、半数以上を外部有識者の委員で構成する評価委員会において行う。

なお、同評価委員会の委員長は外部有識者の委員を充てることとする。

（1）落札者決定に当たっての評価項目の設定（技術点の採点）

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目）、また、効果的なものであるか（加点項目）について行う。

① 必須項目審査

厚生労働省は、入札参加者が提案書に記載した内容が、「提案書等評価基準表」（別紙8）に記載された必須項目について満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格とし、基礎点（240点）を付与する（1つでも満たしていない場合は不合格となる。）。

② 加点項目審査

必須項目審査で合格となった入札参加者に対して、「提案書等評価基準表」(別紙8)に記載された加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、下記表1に基づき各項目について0点から15点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイト(「提案書等評価基準表」(別紙8)参照)を乗じた点数を合計したものを加点とし、基礎点との合計点を技術点とする。(加点項目審査における満点:1,155点)

なお、技術点は、評価委員会の各委員の平均値とする。

表1

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	15
B	優れている	10
C	標準的・普通	5
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

① 落札方式

次の要件を満たす入札者のうち、総合評価点の合計が最も高い者を落札者予定者とする。

ア 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ 「提案書等評価基準表」(別紙8)に記載された必須項目を全て満たしていること。

② 総合評価点の計算

総合評価点は以下のとおり算出する。なお、総合評価点の1点未満の端数については、数値の最も高い者が明らかになる位まで算出する。

・総合評価点=技術点+価格点

《技術点=基礎点+加点》

《価格点=価格点の配分×(1-(入札価格÷予定価格))》

③ 得点配分

技術点と価格点の配分は、表2のとおりとする。

表2

技術点	必須項目：基礎点	240点
	加点項目：加点	1,155点

価格点	465 点
-----	-------

(3) 落札者の決定に係る留意事項

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認める場合は、会計法第29条の6第1項に基づき、上記(1)①の要件を満たす他の者のうち、(2)によって得られた数値の最も高い一者を落札者予定者として決定することがある。
- ② 落札者予定者となるべき者が二者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ、落札者予定者を決定する。
- ③ 落札者となるべき者が決定したときは、厚生労働省は、遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表する。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによつてもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付する。

再度の公告によつても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告する。

7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の本業務の実施状況に関する情報は別紙9のとおり。

8. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

本業務の実施において、使用させることができる国有財産は無い。

9. 契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置等に関する事項

(1) 報告等

- ① 民間事業者は、本業務の遂行状況について、各年度2回、以下の項目の内容を盛り込んだ「委託業務実施状況報告書」を厚生労働省に提出しなければならない。
なお、上記報告書の提出時期及び提出期限は、上半期分（4月から9月分）を10月末日までに、下半期分（10月から3月分）を3月31日までに提出しなければならない。
- ア 未手続事業情報収集数
 - イ 加入勧奨活動実施事業数
 - ウ 保険関係成立件数（労災保険に係るもののみ）
 - エ 雇用保険手続件数
 - オ 責任者及び推進員に対する研修の実施状況
 - カ 「全国労働保険適正加入促進会議」の開催状況

また、上記に加えて、民間事業者は、国の会計年度が終了したとき又は本業務が終了したときは、当該終了の日から30日以内又は当該年度の末日の3月31日のいずれか早い日までに「委託業務実施結果報告書」を厚生労働省に提出するものとする。

この他、厚生労働省は、本業務の遂行状況等について確認する必要がある場合には、いつでも民間事業者に対しその実施状況の報告を求めることができるものとし、その場合に、民間事業者は、要求のあった日から20日以内に、「委託業務実施状況報告書」を厚生労働省に提出しなければならない。

- ② 厚生労働省は、民間事業者から報告を受けた前記①の実施状況等について取りまとめの上、該当する業務報告年度の翌年度の5月末までに官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。
- ③ 民間事業者は、本業務の実施において、事故が発生したときは、速やかに厚生労働省に報告し、対応等について厚生労働省から指示を受けること。

(2) 調査等

厚生労働省は、法第26条の規定に基づき、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

厚生労働省は、民間事業者の実績が目標値を下回った又は下回ることが明らかになったと判断したとき及び民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を探るべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持等

① 個人情報の取扱い等

ア 民間事業者は、委託者から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために使用してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施期間中に作成した個人情報の複写複製物等について、委託期間終了後速やかに、当該個人情報の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄等を行わなければならない。

ウ 民間事業者は、年度終了時に、当年度の未手続事業名簿について労働局に引き渡すこと。

② 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して厚生労働省、事業主団体及び事業者が開示した情報等（公知の事実等を除く。）並びに業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

民間事業者において、本業務に従事している者又は従事していた者は、本業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定により罰則が適用される。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

③ 報告

民間事業者は、業務実施に関して、個人情報や機密情報等の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を厚生労働省に報告し、対応等について厚生労働省から指示を受けること。

(5) 契約に基づき民間事業者が講すべき措置等

① 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、

あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

ウ 厚生労働省及び民間事業者は、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本業務の中止、停止又は一部停止する必要があると認められる場合は、協議することができる。

② 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり、適用を受ける関係法令を遵守しなくてはならない。

③ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

④ 禁止行為等

民間事業者において、本業務に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

ア 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。

イ 本業務以外の業務に使用するために個人情報を収集又は使用する行為をしてはならない。

ウ 事業者に対して、金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

エ 事業者から金品、手数料若しくは報酬を徴収又は事業者に対して金品等を与えることをしてはならない。

⑤ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「厚生労働省」の名称並びにシンボルマーク、加入推進員等の本業務上の地位・名称を、民間事業者が自ら行う本業務以外の業務の宣伝に無断で使用してはならない。

⑥ 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、本業務に従事する者が、未手続事業に対して労働保険の加入促進を行うに当たっては、厚生労働省が承認し民間事業者が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

⑦ 帳簿の作成及び保存

民間事業者は、本業務に係る会計に関する帳簿書類を作成し、本業務を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。また、保管期間終了後は破碎等を行い半別不可能な状態で速やかに廃棄し、厚生労働省にその旨を報告しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

ア 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触す

るときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑨ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ厚生労働省の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託

ア 厚生労働省は、民間事業者が本業務の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

イ 民間業者は、本業務の実施の一部を第三者に対して委託し、又は請け負わせるときは、あらかじめその旨、厚生労働省に文書で提出し、その承認を受けるものとする。

また、承認を受けた内容を変更する場合には、その都度、文書により、厚生労働省の承認を受けるものとする。なお、この場合の委託又は請負わせるときとは、本業務の目的となる行為を指すもので、物品費等の支出は含まない。

ウ 民間事業者は、本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、厚生労働省に対して全ての責任を負うものとする。

エ 民間事業者は、本業務の一部を再委託するときは、民間事業者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

⑪ 契約内容の変更

民間事業者及び厚生労働省は、本業務のさらなる質の向上の促進又はその他やむを得ない事由により、次の各号のいずれかに該当する契約内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ変更の理由を文書で提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ア 委託契約書に添付された「委託業務実施計画書」に掲げる業務の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）。

イ 前項により委託費の額が変更された場合において、委託契約書に添付された「委託業務所要経費内訳」に記載された業務に要する経費の配分を変更しようとするとき（消費税等相当額を除く委託費交付内訳の科目ごとに、いずれか少ない額の20%を超えない範囲内の流用増減である場合を除く。）。

⑫ 契約の解除、違約金、損害賠償等

ア 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（ア）法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

- (イ) 暴力団員又は暴力団関係者を役員、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

イ 違約金

厚生労働省はアにより契約を解除したときは、民間事業者に対し、当該解除の日までの期間にかかる委託費を支給する。ただし、契約の解除について民間事業者に故意又は重大な過失が認められたときは、厚生労働省は、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既支払がある場合には、既支払分の一部又は全部の返還を求めるができるものとする。

厚生労働省が契約を解除した場合、民間事業者は、違約金として委託費の金額の108分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。この場合の違約金の請求は、損害賠償の請求を妨げるものではない。

ウ 契約解除に基づく損害賠償

- (ア) 厚生労働省は、ア(イ)及び(ウ)の規定により契約を解除した場合は、これにより民間事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- (イ) 民間事業者は、厚生労働省が、ア(イ)及び(ウ)の規定により契約を解除した場合において、厚生労働省に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 損害賠償

- (ア) 民間事業者は、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失により厚生労働省に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が厚生労働省の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。
- (イ) 民間事業者は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、民間事業者の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が厚生労働省の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

オ 延滞金

民間事業者は、概算払における委託費の残額又は預金利息、違約金並びに損害賠償金を厚生労働省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年5.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

⑬ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省

とが協議するものとする。

10. 対象公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む）に関する事項

本実施要項及び調達仕様書で示す全ての業務を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、当該業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は次のとおりとする。

- (1) 厚生労働省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責に帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責に任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任すべき金額を超える部分について求償することができる。

11. 対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 調査の実施時期

厚生労働省は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 29 年 5 月を予定）を踏まえ、平成 29 年 3 月末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるよう、民間事業者からの実績に係る報告（9. (1) ②参照）を基に、次の（3）の調査項目について民間事業者の実施状況を調査する。

(3) 調査項目

- ① 目標の達成状況
- ② 実施経費

(4) 評価方法

前記(2)による調査結果に係る評価は、外部有識者を委員長とする評価委員会において行う。

12. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 業務実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 民間事業者の責務

- ① 本業務に従事する者は刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法第25条第2項により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

- ③ 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(3) 厚生労働省の監督体制

- ① 本実施要項及び調達仕様書に示す業務全体に係る監督は、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課が行い、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長を責任者とする。
- ② 本実施要項に基づく民間競争入札手続きに係る監督は、厚生労働省大臣官房会計課が行い、厚生労働省大臣官房会計課長を責任者とする。

(4) 著作権

- ① 民間事業者は、本業務の目的として作成される成果物に關し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条を含む著作権の全てを厚生労働省に無償で譲渡するものとする。
- ② 民間事業者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、厚生労働省が承認した場合は、この限りではない。
- ③ ①及び②にかかわらず、成果物に民間事業者が既に著作権を保有しているもの（以下、「民間事業者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該民間事業者著作物の著作権についてのみ、民間事業者に帰属する。
- ④ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、民間事業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

以上